

京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第191号

京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市京北特定環境保全公共下水道条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(軽易な排水設備工事)

第2条 条例第5条第1項に規定する別に定める軽易なものは、次に掲げるものとする。

- (1) ます又はマンホールのふたの据付け又は取替え
- (2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕

(排水設備の計画の確認の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該確認を受けようとする者が記名押印した申請書に排水設備に関する計画書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 排水設備工事を行う場所
- (3) 排水設備工事の種別
- (4) 工事施行者の氏名及び住所
- (5) 排水設備工事の着手及び完了の予定年月日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る排水設備の計画が設置等基準に適合するかどうかを審査し、その結果を文書により申請者に通知する。

(排水設備工事の完了の届出)

第4条 条例第5条第3項の規定による届出は、工事が完了した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 条例第5条第1項の規定による確認の年月日及び確認番号
- (4) 排水設備工事が完了した年月日

(汚水の排除等の届出)

第5条 条例第7条前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 使用する水の種別
- (4) 井戸汚水等を排出する者にあつては、揚水設備の種別、数量及び揚水能力
- (5) 汚水の排除を開始する予定年月日
- (6) 臨時使用の場合にあつては、汚水の排除をやめる予定年月日
- (7) 汚水を排出する土地又は建築物の用途

2 条例第7条後段の規定による届出は、次に掲げる事項（汚水の排除をやめる旨の届出にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載し、か

つ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (3) 変更予定年月日又は汚水の排除をやめる予定年月日

(除害施設の設置を要しない下水)

第6条 条例第9条第2項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる項目について、当該各号に掲げる水質の下水であって、その排出量が1日につき200立方メートル以下のものとする。

- (1) 温度 45度以上
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数9以上
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (6) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上
- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (8) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム以上160ミリグラム以下

(除害施設の設置等の計画の届出)

第7条 条例第9条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、

かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第9条第1項に規定する必要な措置の内容
- (3) 条例第9条第1項に規定する下水の水質及び1日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第9条第1項に規定する必要な措置を講じた後に特定環境保全公共下水道に排除する下水の推定される水質
(行為の許可の申請等)

第8条 条例第10条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該申請をしようとする者が記名押印した申請書に、当該申請に係る施設又は工作物その他の物件（以下「申請施設等」という。）の概要及び設置場所を示した図面その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 申請施設等の設置の目的及び設置期間
- (3) 申請施設等に係る工事の概要
- (4) 工事施行者の氏名及び住所

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付するものとする。

3 条例第10条第2項において準用する条例第5条第3項の規定による届出については、第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第2号及び第3号中「排水設備工事」とあるのは「条例第10条第2項に規定する許可排水施設に係る工事」と、第4条第3号中「条例第5

条第1項の規定による確認の年月日及び確認番号」とあるのは「下水道法第24条第1項の規定による許可の年月日及び許可番号」と、同条第4号中「排水設備」とあるのは「条例第10条第2項に規定する許可排水施設に係る工事」と読み替えるものとする。

- 4 条例第10条第2項において準用する条例第7条の規定による届出については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第7号中「排水設備」とあるのは、「条例第10条第2項に規定する許可排水施設」と読み替えるものとする。

(井戸汚水等の排出量の認定)

第9条 条例第16条第3項の規定による使用水量の認定は、条例第17条第1項に規定する計測のための装置によるほか、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状態その他の事項を考慮して行う。

(分担金)

第10条 分担金は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

- (1) 一時に全額を納入する方法
 - (2) 全額を6回に分割して納入する方法
- 2 前項第2号に掲げる方法により分担金を納入する場合における第2回以後の各回の納入期限は、直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内とする。
- 3 市長は、第1項第2号に掲げる方法により分担金を納入する者が分担金を滞納したとき、その他特別の理由があると認めるときは、納入期限前においても、未納の分担金の全部又は一部を徴収することがある。

(使用料等の減免)

第11条 条例第22条の規定により条例第12条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(条例附則第6項に規定する水量の算定)

2 条例附則第6項の規定による水量の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) 次号に掲げる者以外の者 6立方メートルに排水設備を使用する者の数を乗じて得た量に相当する水量（条例第16条第1項に規定する水道の水に係る使用水量がある場合で、当該使用水量が当該相当する水量を上回る場合にあつては、当該使用水量）

(2) 専ら事業の用に供するために水道の水及び手動式井戸の水以外の水を使用する者 条例第16条第1項から第3項までに規定する方法により算定した水量

(排水設備を使用する者の数の届出)

3 前項第1号に掲げる者は、井戸汚水等の排除を開始した後遅滞なく、排水設備を使用する者の数を市長に届け出なければならない。届け出た

事項に変更があったときも、同様とする。

- 4 この条例施行の際現に旧京北町下水道条例施行規則第11条又は第14条第2項の規定により排水設備を使用する者の数を届け出ている者は、前項前段の規定による届出をしたものとみなす。

(上下水道局総務部総務課)